

2016年市議会9月通常会議 請願

[請願第 5 号](#) 国が地方自治を尊重し沖縄県と真摯に協議を継続するよう求める意見書を提出することを求める請願

[請願第 6 号](#) T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願

国が地方自治を尊重し沖縄県と真摯に協議を継続するよう求める意見書を提出することを求める請願

【紹介議員：共産党、チーム】

全国に存在する米軍専用基地の約 75%が全国面積の 0.6%にすぎない沖縄に集中しています。このことに対し沖縄県民は、理不尽であり全く納得できないとして、一昨年「辺野古新基地」が重大な争点となった沖縄県内地方選挙や国政選挙において「辺野古新基地建設」反対の意志を表明しました。そして、本年6月の沖縄県議選と7月の参議院選挙結果によっても、この意志に変わりのないことが明示されました。さらに、元海兵隊員の米軍属による女性殺害事件は、犯罪の温床である基地の削減・撤去、日米地位協定の根本改定という沖縄の人々の要求を、「これ以上待てない」ものへと押し上げました。沖縄の人々の「基地削減」への民意は揺るぎないものとなっており、その事実を否定することはできません。

しかしながら、国は、参議院選挙直後の7月22日に、辺野古新基地建設のための埋め立て承認を取り消して国の是正措置に従わない翁長沖縄県知事の決定を違法と確認するよう福岡高裁那覇支部に提訴しました。この提訴は、地方自治の根幹に関わる重大な問題です。そもそも、埋め立て承認の権限は公有水面法により沖縄県知事にあります。その知事が、前知事の埋め立て承認に瑕疵（かし）があるとして取り消したのです。その判断は「一見明白な違法」がない限り尊重されるのが、国・地方の対等を定めた地方自治法の大原則です。しかし、国（国土交通大臣）は、「一見明白な違法」を指摘できないまま「国防・外交は国の専権事項」と主張するばかりです。こうした姿勢は、先の国による埋め立て権限の代執行裁判において示された「国と地方公共団体は対等・協力の関係」で「最善の解決策を合意して米国に協力を求めるべき」とした和解勧告（1月29日）や、その後の国・地方係争委員会での「国と県は真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題解決に向けての最善の道」（6月17日）という判断にも背を向けるものです。

さらに、国は提訴した7月22日その日に、沖縄県東村高江の米軍ヘリパッド（着陸帯）の工事再開を強行しました。道路管理者である県職員さえ締め出して、ゲート前の市民テント撤去、道路封鎖と検問、ゲート前の金網設置、事前協議なしの立木伐採等、森林法や道路交通法、県条例など数々の法令違反を国自らが行うという信じ難い横暴ぶりです。これには林野庁沖縄森林管理署も8月5日、森林法違反であることを認めています。その上、鶴保沖縄・北方大臣は8月4日、これまでの政府方針を百八十度転換し「沖縄の振興策と基地問題は確実にリンクしている」と発言し、菅官房長官もこれを追認しました。振興策で揺さぶり国の意向に従わせる強権的手法は、公正公平な予算編成の原則を崩すもので言語道断です。

こうした一連の国による行為が認められるならば、あらゆることが「国の専権事項」を楯に強行できることとなります。沖縄県に対する国の横暴は、全国の自治体への介入の先例になりかねません。

翁長沖縄県知事は、8月5日の公判で「時の政府にここまで一方的に虐げられる地域が沖縄県以外にあるでしょうか」「問題は沖縄だけではない。すべて国の意向で決められるなら、地方自治は死に、日本の未来にぬぐい難い禍根を残す。地方自治と民主主義の根幹が問われている」と述べました。私達は、こうした事態を座して見過ごすわけにはいきません。

よって、大津市議会として下記請願項目について国に対して意見書を提出するよう請願者5名、賛同者120名で請願いたします。

請願事項

大津市議会として、国に対し、国が地方自治を尊重し真摯に沖縄県と協議を継続するよう求める意見書を提出すること。

TPP協定を国会で批准しないことを求める請願

【紹介議員：共産党】

TPP協定（環太平洋経済連携協定）は、今年2月4日に調印し12カ国の批准作業に移りましたが、現在国内手続きが完了している国はひとつもありません。

周知のとおり、政府が先の通常国会に示した交渉過程の資料は、タイトルと日付以外はすべて黒塗というひどいものでした。国民への説明や情報公開は極めて不十分であります。

協定内容も問題です。米麦での輸入枠拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅譲歩し、重要5品目の3割、その他農産品98%の関税撤廃に合意しています。これは「農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」（2013年4月18日～19日衆参農林水産委員会）との国会決議に明らかに違反しているではありませんか。

さらに政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今回の「合意」は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃を迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

さらに、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に、参加国企業からの意見が表明できる規定さえあります。TPPと並行して行なわれてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和要求を担当省庁が窓口になり規制改革会議に諮るという、主権放棄に等しいことにまで踏みこんでいます。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上及び6カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。米国の動向は、両大統領候補（11月選挙）がTPP反対を表明するなど、ますます混迷を深めており、TPPの発効自体、危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准すべきではありません。

以上の趣旨から、下記の事項の意見書を政府関係機関に提出されるよう請願します。

1. 国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこと